



(号外)  
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規則〕

○工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度が放射線による障害の防止のための措置を必要としないものであること  
との確認等に関する規則  
(原子力規制委一六)

〔告示〕

○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件  
(農林水産一五一二～一五四二)

〔公告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

日本年金機構令和元事業年度財務諸表、税理士登録者、日本弁護士連合

会公示送達関係

地方公共団体

教育職員免許状失効・取上げ処分、

行旅死亡人関係

会社その他

会社決算公告

規

則

五 五 五

○原子力規制委員会規則第十六号  
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第百六十六号）第六十一条の二第一項及び第二項の規定に基づき、工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度が放射線による障害の防止のための措置を必要としないものであることとの確認等に関する規則を次のように定める。  
令和二年八月十三日  
原子力規制委員会委員長 更田 豊志

工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度が放射線による障害の防止のための措置を必要としないものであることとの確認等に関する規則

（定義）

第一条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 放射能濃度確認対象物 原子力事業者等が工場等において用いた資材その他の物（加工事業者（旧加工事業者等を含む。）が加工施設を設置した工場等（ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料材を取り扱うものを除く。）及び使用者（旧使用者等を含む。）が核燃料物質（ウラン及びその化合物に限る。）又は当該核燃料物質によって汚染された物を取り扱う使用施設等において用いた資材その他の物にあっては金属くずに限る。）であつて、これらに含まれる放射性物質の放射能濃度について法第六十一条の二第一項の規定に基づく確認を受けようとするものをいう。

二 評価単位 放射能濃度確認対象物に含まれる放射性物質（放射能濃度の評価に用いるものに限る。）の平均放射能濃度の決定（以下「放射能濃度の決定」という。）を行う範囲をいう。

三 品質マネジメントシステム 原子力施設の保安のための業務に必要となる品質管理に必要となる品質マネジメントシステムをいう。

（放射能濃度の基準）

第二条 法第六十一条の二第一項の原子力規制委員会規則で定める基準は、評価単位ごとに、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める放射能濃度とする。

一 評価単位に係る放射性物質の種類が一種類の場合 別表の第一欄に掲げる放射性物質の種類に応じ、同表の第二欄に掲げる放射能濃度

二 評価単位に係る放射性物質の種類が二種類以上の場合 別表の第一欄に掲げる放射性物質の種類ごとの放射能濃度のそれぞれ同表の第二欄に掲げる放射能濃度に対する割合の和が一となるようなこれらの放射能濃度

（確認の申請）

第三条 法第六十一条の二第一項の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 放射能濃度確認対象物が生ずる工場等の名称及び所在地（船舶にあっては、その船舶の名称）

三 放射能濃度確認対象物の種類及び総重量

四 放射能濃度確認対象物の種類及び総重量

五 放射能濃度確認対象物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価に用いた方法

六 放射能濃度確認対象物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の結果

七 確認を受けようとする期日

八 放射能濃度確認対象物の保管場所及び保管方法